

群馬大学未来先端研究機構ウイルスベクター開発研究センター設置要項

令和元年10月1日 制定

(設置)

第1 群馬大学未来先端研究機構規則第9条第2の規定に基づき、群馬大学未来先端研究機構(以下「機構」という。)の研究部門及び海外ラボラトリー並びに学内組織、学外研究機関等と連携し研究を推進するために機構にウイルスベクター開発研究センター(以下「センター」という。)を置く。

(業務)

第2 センターは、脳・神経難病の遺伝子治療の基盤構築に不可欠な要素である新規ウイルスベクターの作出と機能解析並びに臓器・組織への遺伝子導入の手法やツールの開発及び供給を行う。

(職員)

第3 センターは、次の各号に掲げる職員をもって組織する。

(1) センター長

(2) その他センター長が必要と認めた者 若干人

2 センター長は、機構長が指名する者をもって充てる。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第4 センターの事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(報告)

第5 センター長は、センターの業務内容を群馬大学未来先端研究機構運営委員会(以下「運営委員会」という。)に報告する。

(要項の改廃)

第6 この要項の改廃は、運営委員会の議を経て、機構長が行う。

(雑則)

第7 この要項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、令和元年10月1日から施行する。

2 この要項施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第3の第3項規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。